

石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の見直しに係る「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」について

平成21年11月
厚生労働省

1 趣旨

石綿等の製造等については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号。以下「改正令」という。）により、平成18年9月1日から全面禁止されたところであるが、国内の既存の化学工業等の施設で使用される特殊な用途のガスケット等の代替化については国民の安全上の観点等から実証試験が必要であるため、その間、製造等の禁止が猶予され、改正令に適用除外製品等として掲げられているところである。

厚生労働省としては、これらの適用除外製品等についても、早期の代替化を指導してきたところであるが、平成20年4月に取りまとめられた「石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会報告書」において、すべての適用除外製品等の代替化等が可能と見込まれる時期が明らかとなったところである。

この結果を踏まえ、代替化等が可能と判断されたものについては、順次改正令の改正により製造等を禁止しているところ、今般、平成21年度中に代替化等が可能と判断されたものについて、これらの製造等を禁止するため、改正令について所要の改正を行うこととする。

2 改正の内容

下記の適用除外製品等について代替化等が可能となったことから、これらの製造等を禁止する。

- (1) 石綿ジョイントシートガスケットングから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。（2）において同じ。）を含有するガスケットであって、改正令施行の際現に存する国内の化学工業施設の設備の接合部分（200度以上300度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの
- (2) 国内において製造されるミサイルに使用される石綿を含有する断熱材

※ 詳細は別添のとおり。

3 施行期日

平成22年3月1日（2の（2）のものについては同年2月1日）

適用除外製品等の見直しについて

現在、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第55条の製造等の禁止の規定の適用が当分の間猶予されている適用除外製品等について、以下の表のとおり見直しを行う。

[改正点]

- 1 1の用途・条件の現行の欄のイの「200°C以上」を「300°C以上」に、5の用途・条件の現行の欄の「1～4」を「1～3」に修正する。(下線部分)
- 2 4の用途・条件の現行の欄について削除する。(下線網掛け部分)

製品名	用途・条件	
	改正後	現行
1 ガスケット	<input checked="" type="checkbox"/> 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので <u>300°C</u> 以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの <input type="checkbox"/> 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大さのもの	<input checked="" type="checkbox"/> 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので <u>200°C</u> 以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの <input type="checkbox"/> 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大さのもの
2 うず巻形ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400°C 以上の温度の流体又は 300 °C 以上 400°C 未満の温度の酸化性の流体(亜硝酸、硝酸及び硫酸並びにそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400°C 以上の温度の流体又は 300 °C 以上 400°C 未満の温度の酸化性の流体(亜硝酸、硝酸及び硫酸並びにそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの
3 グランドパッキン	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400°C 以上の温度の流体又は 300 °C 以上 400°C 未満の温度の酸化性の流体(亜硝酸、硝酸及び硫酸並びにそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400°C 以上の温度の流体又は 300 °C 以上 400°C 未満の温度の酸化性の流体(硝酸、亜硝酸及び硫酸並びにそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの
4 断熱材	(削除)	国内における製造されるごく一部に使用されるもの
5 原材料	<u>1～3</u> の製品の原料又は材料として使用されるもの	<u>1～4</u> の製品の原料又は材料として使用されるもの

※ 適用除外製品等は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）附則第3条各号に掲げられている。

適用除外製品等毎の代替可能性の検討結果

製品名	用途・条件	検討会検討結果	代替化等可能時期 (※については、試験結果が良好だった場合の見込)
1 ジョイン トシート ガスケット	<p>イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100°C以上の温度の流体又は3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの</p>	<p>[100°C以上200°C未満の流体] ・平成19年度末までに実証試験が終了したものについて、結果が良好だったので代替可能。 ・現在も実証試験等を実施中のものについては、実証試験等の結果が良好でない場合においても、設備の変更等により対応することとしており、平成20年末までに対応可能。</p> <p>[200°C以上300°C未満の流体] ・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成21年度中に代替可能。</p> <p>[300°C以上の流体] ・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能（次の2例を除く。）。 ・実証試験の結果が良好でなく、現在、別の代替品を選定中のものについては、新規実証試験の結果が良好でない場合においても、平成22年度中に設備の変更等により対応可能。 ・現時点において代替品の目処がついていないものについては、平成20年度末までに代替化検討又は設備の変更等により対応可能。</p> <p>[3MPa以上の流体] ・平成19年度末までに実証試験が終了し、結果が良好だったので代替可能。</p>	平成20年末 平成21年度中 平成22年度中 既に代替可能
	<p>ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500 mm以上の大きさのもの</p>	<p>・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能（次の1例を除く。）。 ・実証試験の結果が良好でなく、選定済みの代替品による新規実証試験を実施予定のものについては、その結果が得られる平成23年度中に代替可能。</p>	平成23年度中
	<p>△ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450°C以上の硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの</p>	<p>・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成20年5月末に代替可能。</p>	平成20年5月末
	<p>○ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの</p>	<p>・平成18年度中に行った調査研究の結果を踏まえ、平成20年度以降の製造工程及び開放検査において代替品で対応可能。</p>	既に代替可能

		[400°C以上の流体] ・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能。	既に代替可能	
2	うず巻き形ガスケット	[300°C以上400°C未満の腐食性の高い流体]（pH2.0以下又はpH11.5以上のもの、溶融金属ナトリウム、黄りん又は赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス又はヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの [300°C以上400°C未満の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩に限る。）] ・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能。 [300°C以上400°C未満の酸化性の流体（クロム酸又はその塩に限る。）] ・現在実施中の実証試験が終了し、その結果が良好だったので代替可能。	既に代替可能	
3	スターナルシャッタード形ガスケット	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので1000°C以上の高温送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの	既に代替可能	
4	グランドパッキン	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400°C以上の温度の流体又は300°C以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの ロ 国内において製造される潜水ポンプに使用されるもの	[400°C以上の流体] ・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能。 [300°C以上400°C未満の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩に限る。）] ・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能。 [300°C以上400°C未満の酸化性の流体（クロム酸又はその塩に限る。）] ・現在実施中の実証試験が終了し、結果が良好だったので代替可能。 ○平成18年度中に行った調査研究の結果を踏まえ、平成20年度以降に改正する潜水ポンプについても代替品を使用して製造が可能。	平成22年度中 既に代替可能
5	断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの	・平成20年度に実施予定の適用性試験の結果が良好であれば、平成21年度初めから代替可能。	
6	原材料	1～5の製品の原料又は材料として使用されるもの		

(注1) 代替化等可能時期とは、代替化可能時期又は設備の変更等による対応が可能となる時期である。